

毎週月. 水. 金曜日発行

富山県報

令和 7 年 3 月 26 日

水 曜 日

号 外(3)

目 次

人事委員会規則

○職員の任用に関する規則の一部を改正する規則	1
○富山県一般職の任期付職員の採用等に関する規則の一部を改正する規則	2
○県職員及び県費負担教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則	
○富山県会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則	4
○県職員及び県費負担教職員の定年等に関する規則の一部を改正する規則	5

規 則

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 7 年 3 月 26 日

富山県人事委員会

委 員 長 川 合 哲

富山県人事委員会規則第 4 号

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則（昭和33年富山県人事委員会規則第26号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 号中「4 級」を「5 級」に改める。

附 則

（施行期日）

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（人委・企画・任用課）

富山県一般職の任期付職員の採用等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年3月26日

富山県人事委員会

委員長 川 合 哲

富山県人事委員会規則第5号

富山県一般職の任期付職員の採用等に関する規則の一部を改正する規則

富山県一般職の任期付職員の採用等に関する規則（平成15年富山県人事委員会規則第199号）の一部を次のように改正する。

第3条から第5条までを削る。

第8条中「第7条」を「第4条」に改め、第6条を第3条とし、第7条から第9条までを3条ずつ繰り上げる。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

（平成26年4月1日における号給の調整に関する規則等の一部改正）

2 次に掲げる規則の規定中、「第7条」を「第4条」に改める。

(1) 平成26年4月1日における号給の調整に関する規則（平成26年富山県人事委員会規則第475号）第1条第2項第2号イ

(2) 平成27年4月1日における号給の調整に関する規則（平成27年富山県人事委員会規則第503号）第1条第2項第2号イ

（人委・企画・任用課）

県職員及び県費負担教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年3月26日

富山県人事委員会

富山県人事委員会規則第6号

県職員及び県費負担教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の
一部を改正する規則

県職員及び県費負担教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（昭和26年富山県人事委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第6条の8第2項第2号中「、条例第8条の2第2項の規定による請求にあつては3歳に、同条第3項の規定による請求にあつては」を削る。

第13条第1項第4号の次に次の1号を加える。

(4)の2 職員が自発的に、次に掲げる地域に貢献する活動（専ら親族に対する支援となる活動その他人事委員会が定める活動を除く。）を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき 1の年において5日の範囲内の期間

ア 地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項に規定する地縁による団体、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条の2第2号に規定する自主防災組織、PTA・青少年教育団体共済法（平成22年法律第42号）第2条第1項に規定するPTAその他の地域住民を主体として構成される団体が行う活動に参加して行う活動（当該団体の構成員として従事する活動に限る。）

イ 前号及びアに掲げる以外の地域に貢献する活動であつて、その活動の場所又は支援の対象となる者の住所若しくは居所が県内であるもの

第13条第1項第13号中「。）」の次に「又は子若しくは子の配偶者」を加え、同項第14号中「職員の妻」の次に「又は子若しくは子の配偶者（以下この号において「妻等」という。）」を、「定める子」の次に「又は孫」を加え、「妻の世話又は」を「妻等の世話、」に改め、「若しくは」の次に「孫又は」を、「達するまでの子」の次に「若しくは孫」を、「妻の子」の次に「又は孫」を加え、同項第15号中「看護」を「看護等」に、「かかった」を「かかった」に、「又は」を「、」に、「を行う」を「若しくは学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして人事委員会が定める事由に伴うその子の世

話を行うこと又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち人事委員会が定めるものへの参加をする」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「前項第5号の2」を「前項第4号の2、第5号の2」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(人委・企画・任用課)

富山県会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年3月26日

富山県人事委員会

委員長 川 合 哲

富山県人事委員会規則第7号

富山県会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

富山県会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和2年富山県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項各号列記以外の部分中「第15号」を「第16号」に改め、同項に次の1号を加える。

- (16) 会計年度任用職員が負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 一の年度において人事委員会の定める期間

第9条第2項各号列記以外の部分中「及び第8号」を削り、同項第2号中「小学校就学の始期に達するまでの子」を「9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子」に、「看護」を「看護等」に、「又は」を「、」に、「の定めるその子の世話を行う」を「が定めるその子の世話若しくは学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして人事委員会が定める事由に伴うその子の世話を行うこと又はその子の教育若しくは保育に係

る行事のうち人事委員会が定めるものへの参加をする」に改め、同項第 8 号を削り、同項中第 9 号を第 8 号とし、第 10 号を第 9 号とする。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(人委・企画・任用課)

県職員及び県費負担教職員の定年等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 7 年 3 月 26 日

富山県人事委員会

委 員 長 川 合 哲

富山県人事委員会規則第 8 号

県職員及び県費負担教職員の定年等に関する規則の一部を改正する規則

県職員及び県費負担教職員の定年等に関する規則（昭和 60 年富山県人事委員会規則第 317 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 5 項中「同項に規定する特定管理監督職を構成する管理監督職として人事委員会の承認を得た管理監督職」を「次の各号に掲げる区分ごとに、当該各号に定める職」に改め、同項に次の 7 号を加える。

- (1) 本庁及び厚生センターの特定管理監督職群 健康課長並びに厚生センターの所長、次長及び支所長
- (2) 衛生研究所及び薬事総合研究開発センターの特定管理監督職群 衛生研究所の所長、次長、研究企画部長、ウイルス部長、細菌部長及び化学部長並びに薬事総合研究開発センターの所長及び次長
- (3) 食肉検査所の特定管理監督職群 食肉検査所の所長及び次長
- (4) 中央病院の特定管理監督職群 中央病院看護部の部長、副部長、病棟看護科長、手術看護科長、看護研修科長、診療看護科長及び主幹

- (5) 農林水産総合技術センターの特定管理監督職群 農林水産総合技術センターの所長、農業研究所長、園芸研究所長、果樹研究センター所長、畜産研究所長、食品研究所長、森林研究所長、木材研究所長及び水産研究所長
- (6) 家畜保健衛生所の特定管理監督職群 東部家畜保健衛生所又は西部家畜保健衛生所の所長及び次長
- (7) 公立学校の特定管理監督職群 校長及び教頭

附 則

(施行期日)

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(人委・企画・任用課)